

様式第3号（第7条関係）

パブリックコメント実施結果報告書

1. 案 の 名 称	和田山駅前送迎スペース条例（案）	
2. 意見等の募集期間	令和7年7月1日 ～ 令和7年7月31日	
3. 意見等の受付件数	1人 1件	
4. 提出方法の内訳 【人（団体）数】	郵便 人	ファクシミリ 1人
	電子メール 人	持参 人
<p>実施機関（担当課等）コメント</p> <p>ご意見をいただき、ありがとうございました。</p> <p>いただきましたご意見等と市の考え方についてお知らせいたします。</p>		
<p>提出された意見等の概要</p> <p>（類似する意見については、取りまとめて掲載しています。）</p>		
番号	意見等	市の考え方 (修正がある場合は、その内容)
	<p>現在、全てタクシー待機場となっていて、実際は一般送迎者が自由に駐車しており、今回の条例（案）では、現状の駐車マナーから考えて、抜本的な解決策にもならないと考えます。</p> <p>この条例（案）をもって少しでも解決するには、タクシー優先待機場を区別できるように、路面に着色をすべきではないか。</p> <p>また、タクシー優先待機場（3枠）は、右端の位置ではなく、一番駅舎側にすべきではないか。</p> <p>バス停の右側の3枠のスペースは、タクシーの枠と考えていいのか。</p> <p>和田山駅に入ってこられる送迎車のマナーは大変悪く、年々悪くなっているのが現状です。</p> <p>抜本的な解決には多額の予算を要すると思われ、机上の策としてはこれが最善かと思いますが、この条例</p>	<p>本条例（案）をきっかけに利用者に対し駅前広場の秩序ある利用について促したいと考えています。</p> <p>以下、個別に考え方実施状況などをお知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タクシー優先待機場は、着色等を行うことを検討しています。</li> <li>・タクシー優先待機場の位置は、送迎スペースをご利用いただく市民の皆様をより駅に近い位置にと考え配置いたしました。</li> <li>・バス停横の枠については、タクシー乗降場所としてご利用いただきたく考えております。</li> <li>・マナーアップキャンペーンについては、ご利用案内や適切な利用についてのご協力を学校を中心に実施しようと考えております。</li> </ul>

を施行する際は、マナーアップキャンペーンなどを実施する必要がある  
と思います。